

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (令和5年度非課税世帯)のご案内

### 支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯

非課税世帯

令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり  
世帯全員の令和5年度\*「**住民税均等割が非課税**」の世帯  
※令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入が対象

手続きが  
**必要**な世帯

「**確認書**」が届く世帯  
「**申請書**」の提出が必要な世帯

手続きが  
**不要**な世帯

「**支給のお知らせ**」が届く世帯

詳しくは裏面へ

住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は支給対象外です。

対象外  
世帯の例

- ・同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯

給付金の支給額

3万円(1世帯あたり)

「確認書」「申請書」の申請期限 令和5年10月18日(水)(必着)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

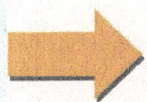


# 給付金の申請手続き

## 手続きが**必要**な世帯

### 「確認書」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座以外で横浜市から受給した世帯
- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を横浜市から受給しなかった、かつ、令和5年1月1日以前から横浜市に世帯全員の住民登録がある世帯



必要事項を記入し、添付書類と一緒に、  
専用の返信用封筒で返信してください。

### 「申請書」の提出が**必要**な世帯

- 世帯の中に令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年度非課税相当であっても、市民税・県民税の申告を行っていない方がいる世帯
- 令和5年6月1日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯

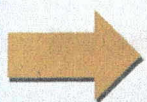


横浜市ウェブサイトからダウンロード、または区役所で  
申請書を受け取り、必要書類と一緒に郵送で提出してください。

## 手続きが**不要**な世帯

### 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座で横浜市から受給した世帯



記載内容に変更がない場合、手続きは不要です。  
世帯主の口座に給付金を振込みます。

## お問合せ

横浜市  
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金  
コールセンター

**0120-045-320**

受付時間：9:00～19:00 ※土日祝を除く

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

## 申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付期間：7/3～10/18

月～金曜日：9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。

